

○内閣府、厚生労働省、財務省、
文部科学省、国土交通省、環境省、
経済産業省、

告示第 号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年
建運厚総
設輸生理
省省府、
省、農大
政林蔵
省、水産省、
労働通商
省、産業省、
令第一号）第

三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

財務大臣 片山 さつき

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野 賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

対内直接投資等に関する命令第三条第二項、第三項、第七項及び第八項、第三条の二第四項及び第五項、第四条第三項及び第四項並びに第四条の三第三項及び第四項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報及び法人を定める件

第一条 対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第三条第二項及び第七項、第三条の二第四項、第四条第三項並びに第四条の三第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報は、次に掲げる技術又は情報とする。

一 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計、製造及び使用に係る技術（公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）

二 外国為替令別表の一六の項の中欄に掲げる技術のうち、貿易関係貿易外取引等に関する省令第十條第三項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項（令和六年経済産業省告示第百七十八号）第二号に規定する重要管理対象技術

第二条 対内直接投資等に関する命令第三条第三項及び第八項、第三条の二第五項、第四条第四項並びに第四条の三第四項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める法人は、前条各号に掲げる技術を保有する法人とする。

附 則

(適用期日)

1 この告示は、令和九年 月 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示は、この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の規定による改正後の外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「新法」という。）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等及び新法第二十八条に規定する特定取得について適用する。